

議案第182号

## 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。）」を「含む。」に改める。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「、人事委員会の承認を得て任命権者が」を「市規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。